

令和5年度府中市集団指導資料

認知症対応型共同生活介護編

(地域福祉推進課)

【目次】

- 1 運営指導における指摘事例について
 - (1) 内容及び手続の説明及び同意
 - (2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成
 - (3) 衛生管理等

1 運営指導における指摘事例について

多く見られる文書指摘等事例とチェックポイント

(1)内容及び手続の説明及び同意

指摘事項

サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること

【根拠法令】
市規則第128条（市規則第9条第1項準用）
基準について第3の1の4(2)

具体的な指摘事例

・算定している加算について、契約書や重要事項説明書に記載がない事例があった。

チェックポイント

契約書・重要事項説明書等に利用者（家族）の署名、説明者が記載されているか。

重要事項に関する規定の概要（利用料の具体的な金額を含む）、介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの内容等が記載されているか。

第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の公表）が記載されているか。

制度の改正、サービスの内容等の変更に伴い文書の更新がされているか。

更新された文書にて利用者に説明、同意を得ているか。

(2)認知症対応型共同生活介護計画の作成

指摘事項

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成すること

【根拠法令】
市規則第118条第3項

具体的な指摘事例

・認知症対応型共同生活介護計画の変更時は一連の手順を行うこととされているが、手続きが行われずにサービスの追加が行われていた。

チェックポイント

管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。

(3) 衛生管理等

指摘事項

認知症対応型共同生活介護指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

環境の整備

- ・施設内の環境の清潔維持、整理整頓、清掃の実施
- ・日常的に清潔な状態を保持

施設内の清掃

- ・日常的な清掃の実施、換気の励行
- ・特に丁寧に清掃を行う必要がある場所（トイレ・浴室等）
- ・嘔吐物処理用キットの整備

具体的な指摘事例

- ・共有スペースの清掃、整理整頓がされていなかった。
- ・床の隅に埃がたまった状態、雑誌や寄せてある新聞等に埃がたまっていた。
- ・エアコン・換気扇に埃が付着しており、空調・換気等の機能に影響が出ていた。
- ・トイレから異臭がした。
- ・ペーパータオルを清潔（水滴等により汚染しないよう）に取り扱うために壁に取り付ける等の工夫がされていなかった。

チェックポイント

清掃は行き届いているか。異臭はないか。

床や階段に物を置いていないか。避難通路を物で塞いでいないか。（利用者の移動を妨げる）

エアコンや換気扇等が埃で汚れていないか。（機能を損ね換気等が不十分となる原因）

手洗い場の拭き手はペーパータオルを用いているか。

ペーパータオルを清潔（水滴等により汚染しないよう）に取り扱うために壁に取り付ける等の工夫がされているか。

トイレの掃除はこまめに行われているか。

床拭き用のモップ等は清潔に管理されているか。

嘔吐物処理用キットは利用者の近くに用意されているか。又、定期的に点検はされているか。

衛生上、共用することが好ましくない物等の適切な管理はなされているか。（歯ブラシ等）

令和5年度府中市集団指導資料（認知症対応型共同生活介護）[地域福祉推進課]

- 「市規則」= 府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月規則第10号）
- 「基準について」= 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）
- 「告示126」= 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第126号）
- 「留意事項」= 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名）
- 「法」= 介護保険法（平成9年12月法律第123号）
- 「則」= 介護保険法施行規則（平成11年3月厚生省令第36号）
- 「告示128号」= 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第128号）